

前線に伴う降雨による防災情報(第6報:終報)

新庄河川事務所では、7月23日(日)10時00分、災害対策支部(警戒体制:砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設等の点検の結果、異常が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、7月25日13時30分に災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

7月23日(日) 8時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置

7月23日(日)10時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)設置

7月25日(火)13時30分 災害対策支部(警戒体制・砂防)解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量 80mmに達し土砂災害のおそれがある場合

警戒体制:連続雨量 120mmに達し土砂災害のおそれがある場合

時間雨量 40mmに達し土砂災害のおそれがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262 (調査課直通)

副所長(砂防) しぎはら 嶋原 よしたか 吉隆 (内線205)

調査課長 くぼた 窪田 としかず 敏一 (内線351)